

## I C T 地域マネージャー派遣事業 実施要綱

### (本要綱の趣旨)

第1条 本要綱は、総務省が実施する I C T 地域マネージャー派遣事業（以下、「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

### (事業目的)

第2条 本事業は、情報通信技術（以下、「I C T」という。）を活用した取組みを検討する地方公共団体及び地方公共団体と共同で事業の運営等を行う地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づく認証を受けた特定非営利活動法人等（以下、「地方公共団体等」という。）に対して、I C Tの知見、ノウハウ等を有する専門家（I C T地域マネージャー（以下、「マネージャー」という。））を派遣し、地域におけるI C T利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域におけるI C T利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域においてI C Tを活用した取組みの中核を担える人材を育成することを目的とする。

### (事業内容)

第3条 本事業の内容は、次に掲げるものとする。

#### (1) スタートアップ派遣

地域においてI C Tを活用した新たな取組みを検討する地方公共団体等に対し、課題整理、アドバイス・提言、情報提供等を行うマネージャーを派遣するもの。

#### (2) フォローアップ派遣

地域においてI C Tを活用した取組みを実施している地方公共団体等に対し、個別課題に関するフォローアップ、具体的アドバイスの実施、情報提供等を行うマネージャーを派遣するもの。

2 本事業におけるマネージャーの派遣は、地方公共団体等からの申請を受けて総務省が適当であると判断したとき、及び地方公共団体等からの申請がない場合であっても総務省において派遣する必要があると判断したときに、総務省と当該地方公共団体等との合意により実施する。

3 前項の地方公共団体等からの申請を受けて総務省が適当であると判断する手続きについては、別に定める。

4 本事業において1地域に対し派遣するマネージャーの人数は、1名とする。ただし、総務省が特に必要と認める場合はこの限りではない。

5 本事業に基づくマネージャーの派遣は、実施期間中の必要に応じた回数とし、原則

として、1回につき3日間以内（移動日を含まない。）、1日につき8時間以内の派遣とする。また、原則として、マネージャーが地方公共団体等に赴くものとする。ただし、総務省が特に必要と認める場合はこの限りではない。

#### （派遣申請）

第4条 前条第2項の規定によりマネージャーの派遣を受けようとする地方公共団体等（以下、「申請団体」という。）は、次に掲げる派遣申請書をあらかじめ総務省に提出しなければならない。

- (1) ICT地域マネージャー派遣事業 申請書（様式第1号）
- (2) その他参考となる資料

#### （派遣先の内定）

第5条 総務省は、前条の規定による派遣の申請があったときは、その内容を審査し、派遣先を内定する。

2 総務省は、前項の内定を行うに当たり、必要があると認めるときは、申請団体及び申請内容に係る関係者に説明を求めることができる。

#### （マネージャーの選任）

第6条 本事業により派遣するマネージャーの選任は、総務省が、派遣先に内定した申請団体と協議のうえ、決定するものとする。

#### （実施期間）

第7条 本事業におけるマネージャーの派遣期間は、原則として、派遣が決定した日から平成25年2月末までとする。

#### （経費負担）

第8条 本事業の派遣に直接的に要する経費（マネージャーへの謝金及び旅費）は、原則として、予算の範囲内において総務省が負担し、総務省からマネージャーへ直接支払うものとする。ただし、謝金については、原則として、1地域マネージャー1名当たり140万円を上限とする。

- 2 マネージャーへの謝金については、総務省諸謝金等使用基準（平成24年4月1日大臣官房会計課長決定）に準じた支払とする。
- 3 マネージャーの旅費については、総務省所管旅費取扱規程（平成20年3月28日総務省訓令第23号）に準じた支払とする。
- 4 本事業の派遣において、マネージャーの派遣に要する経費であって、謝金及び旅費以外のものについては、原則として、申請団体の負担とする。

#### (派遣の決定)

- 第9条 総務省は、第5条で内定した申請団体及び第6条で選任されたマネージャーと派遣内容等の調整を行う。
- 2 総務省は、前項の調整が整った場合、第6条で選任されたマネージャーに対し様式第2号の委嘱状を交付するとともに、様式第3号の派遣決定通知書により申請団体に通知する。
- 3 総務省は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 4 マネージャーの委嘱期間は、1年を超えない範囲内において総務省が定める。

#### (マネージャーの業務)

- 第10条 マネージャーは、総務省の委嘱に基づき、地方公共団体等に対して地域におけるICT利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第11条 第9条第2項の通知を受けた申請団体(以下、「派遣受入団体」という。)は、派遣決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。
- 2 派遣受入団体は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第9条第2項の通知があった日から20日以内に、様式第4号による派遣申請取下届出書を総務省に提出しなければならない。

#### (変更等の承認)

- 第12条 派遣受入団体は、第9条第2項の通知を受けた後において、申請の内容を変更するときは、あらかじめ、様式第5号による変更承認申請書を総務省に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 派遣目的に変更をもたらすものでなく、かつ、変更を認めることにより、より能率的に派遣目的を達成できると考えられる場合
- (2) 派遣目的及び本事業の推進に影響の少ない軽微な変更である場合
- 2 総務省は、前項の承認をする場合において、必要に応じ派遣決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 総務省は、前項の規定により派遣決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第6号による派遣決定変更通知書により派遣受入団体に通知するものとする。
- 4 派遣受入団体は、やむを得ない理由により派遣事業を休止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第7号による休止(廃止)承認申請書を総務省に提出

し、その承認を受けなければならない。

- 5 総務省は、前項の規定により派遣事業の休止又は廃止の承認をする場合は、様式第8号による休止(廃止)承認通知書により派遣受入団体に通知するものとする。

#### (状況報告)

第13条 派遣受入団体は、派遣事業の遂行状況について、派遣を受けた月毎に翌月末までに様式第9号による実施状況報告書を総務省に提出しなければならない。

- 2 マネージャーは、派遣事業の遂行状況について、派遣された月毎に翌月末までに様式第10号による活動状況報告書を総務省に提出しなければならない。
- 3 総務省は、本事業の実施期間中及び終了後に、必要に応じ、派遣受入団体及びマネージャーに対し、実施状況に関するヒアリング又は意見交換を実施することができる。

#### (実績報告)

第14条 派遣受入団体及びマネージャーは、派遣事業が終了したとき又は第12条第5項による派遣事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1か月以内に、派遣受入団体は様式第11号により、マネージャーは様式第12号によりそれぞれ実績報告書を総務省に提出しなければならない。

#### (謝金及び旅費の額の確定等)

第15条 総務省は、第13条第1項及び第2項の報告書の提出を受けた場合において、当該報告書に係る派遣事業の実施状況が派遣の決定の内容(第12条第1項の承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、マネージャーに支払う謝金及び旅費の額を確定し、様式第13号による謝金・旅費の額の確定通知書により、派遣受入団体及びマネージャーに通知するものとする。

- 2 謝金及び旅費は、前項の規定により支払うべき額を確定した後に支払うものとする。

#### (守秘義務)

第16条 マネージャーは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣受入団体の許可なく、派遣先における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

#### (派遣決定の取消し)

第17条 総務省は、派遣受入団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第9条の決定の内容(第12条第1項の承認をした場合は、その承認をした内容)の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 派遣受入団体が、本要綱又はこれに基づく総務省の処分若しくは指示に違反した

## 場合

- (2) 派遣受入団体が、派遣事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (3) 派遣の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務省は、前項の規定により派遣決定の全部若しくは一部を取り消し、または変更する場合は、様式第14号による派遣決定取消(変更)通知書により派遣受入団体に通知するものとする。
- 3 総務省は、マネージャーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、第9条第2項の委嘱を取り消すことができる。
- (1) マネージャーが、業務上知り得た秘密を洩らした場合
  - (2) マネージャーが、業務の遂行を怠った場合
  - (3) マネージャーに、ふさわしくない非行がある場合
  - (4) マネージャーが、その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
  - (5) マネージャーが、心身の故障のため業務に支障をきたす場合
- 4 総務省は、前項の規定によりマネージャーの委嘱を取り消した場合、様式第15号による委嘱取消通知書によりマネージャーに通知するものとする。

## (その他必要な事項)

- 第18条 マネージャーに関する庶務は、情報流通行政局地域通信振興課で処理する。
- 2 本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年7月2日から適用する。